

倫理規程

(目的)

第1条 この規程（以下、「本規程」という。）は、公益財団法人日本体操協会（以下、「本会」という。）の競技者及び役員等関係者（以下、「競技者及び関係者等」という。）が、法令、倫理及びスポーツマンシップを遵守し、公正で安全な競技・活動環境の維持を図り、もって社会的信頼の確保及びスポーツの価値の向上を目的とする。

(適用範囲)

第2条 競技者及び関係者等とは、以下の者をいう。

- (1) 本会登録規程第2条に示される登録者（選手及び選手以外の関係者）
 - (2) 本会登録規程第3条に示される加盟団体と所属団体（学校、民間クラブ、会社などの勤務先）
 - (3) 本会公認審判員認定規程第2条に示される資格を持つ審判員
- 2 競技者及び関係者等は、本会及び本会が指定する第三者による調査に協力する義務を負うものとする。

(違反行為)

第3条 懲戒委員会は、競技者及び関係者等が次の各号のいずれかに該当する行為（以下、「違反行為」という。）を行った場合、第5条に定める処分を科すことができる。

- (1) 法令又は本会が定める諸規程に反したとき
 - (2) 本会の名誉と信用を著しく傷つけたとき
 - (3) 本会の方針に反したとき
 - (4) 法令により拘禁刑以上の刑の宣告を受け、その刑が確定したとき
 - (5) 本会、公益財団法人日本スポーツ協会、公益財団法人日本オリンピック委員会又は国際体操連盟が参加を禁止している競技会又はイベントへ参加したとき
 - (6) 体操に関することで授与されたメダル、賞牌等を金銭に換えたとき
 - (7) 競技規則や採点規則にある選手、コーチ、審判の義務を著しく守らなかったとき
 - (8) 暴力、暴言、脅迫、威圧等の暴力的行為や、パワハラ、セクハラを含む各種ハラスメント行為、違法賭博、八百長行為、迷惑行為、差別行為、不正経理、その他人権尊重の精神に反する行動をとったとき、あるいはとらせたとき
 - (9) 本会「日本代表選手・役員の心得」に反したとき
 - (10) 本会アンチ・ドーピング規程に反したとき
 - (11) 職務やその地位を利用して自己の利益を図ったとき
 - (12) 補助金、助成金などを本来の目的外に、不正に利用したとき
 - (13) SNS・メディア等を通じて、誹謗中傷、プライバシー侵害、誤情報の発信などにより、第三者、本会関係者個人又は団体の名誉や名誉感情、プライバシーを含め、権利又は利益を侵害したとき
 - (14) 差別的言動（性別・年齢・国籍・障害・性的指向・信条等に基づく）を行ったとき
 - (15) 上記の違反行為の隠蔽に協力したとき
- 2 次に掲げることを理由として、前項の違反行為の責任を免れることはできない。
- (1) 法令又は本会の諸規程若しくは方針について正しい知識がなかったこと
 - (2) 法令又は本会の諸規程若しくは方針に違反しようとする意思がなかったこと
 - (3) 本会の利益を図る目的で行ったこと

(処分の対象行為の期間)

第4条 前条の違反行為があった時から3年を経過したときは、当該違反行為を行った競技者及び関係者等に対する処分を目的とする手続きを開始することができない。

2 前条の違反行為を行った競技者及び関係者等に対しては、調査過程において弁明の機会を設けるものとする。

(違反行為の処分)

第5条 第3条の違反行為を行った競技者及び関係者等に対する処分は、次の各号のとおりとする。

(1) 永久追放

永久に本会への資格又は登録を剥奪し、その復活及び新たな資格又は登録を一切認めない。

(2) 資格又は登録の無期の停止

本会の資格又は登録を期間を設けずに停止する。停止から2年を経過した場合、第10条の規定に基づく復活の申請をすることができる。ただし、停止期間中であっても、所有する資格を保持するための更新手続はすることができる。

(3) 資格又は登録の有期の停止

本会の資格又は登録を期間を設けて停止する。その期間は1か月以上2年以下とし、期間経過後は第10条の規定に基づく復活の申請をすることができる。ただし、所有する資格を保持するための更新手続はすることができる

(4) 戒告

口頭又は文書による注意を行って戒める。

2 前項各号の処分に代えて又は前項の処分と併せて、インテグリティ講習の受講、反省文の提出その他必要な処分を課すことができる。

3 本条第1項(3)によって停止した資格又は登録は、第10条3項の理事会の決定によってのみ復活するものとし、定められた有期の期間の経過によって自動的に復活するものではない。

(処分の決定)

第6条 第3条の違反行為を行った競技者及び関係者等に対する処分は、懲戒委員会で処分案を検討し、理事会によって決議する。

2 懲戒委員会は、本会委員会運営規程3条に基づき、理事会において選出し、会長が委嘱した懲戒委員長及び2名以上の委員で構成する。

3 懲戒委員会は、必要に応じて弁護士、心理専門職、セーフガーディング専門家等外部の専門家を招聘することができる。

(処分の通告)

第7条 前条第1項により違反行為を行った競技者及び関係者等に対する処分が理事会により決定されたときは、懲戒委員長は、その処分内容を、速やかに当事者本人ならびに当事者の所属団体に文書にて通告する。その際、公益財団法人日本スポーツ仲裁機構（以下、「スポーツ仲裁機構」という）への不服申立てができるることを通知するものとする。

(不服の申立て)

第8条 前条における処分通告後、2週間以内に当事者本人ならびに当事者の所属団体から処分に対する不服の申立てがあったときは、理事会がその申立てを審査する。

2 不服の申立てを審査した結果は、不服申立ての日から3か月以内に当事者本人ならびに当事者の所属団体に文書にて回答する。

(日本スポーツ仲裁機構への不服の申立て)

第9条 スポーツ仲裁機構に対する不服申立ては、同機構の関連諸規則に従ってなされる仲裁によって解決されるものとする。

2 競技者及び役員等によるスポーツ仲裁機構への不服申立ては、処分の決定日あるいは処分等の通告受領の日から6か月以内に行わなければならない。

(資格の復活)

第10条 第5条(2)又は同条(3)の処分を受けた競技者及び関係者等が、再び登録者としての資格を復活させる場合には、再び本会規程に反する恐れがないことを加盟団体と所属団体長が書面にて本会に提出し、当該被処分者本人自筆による、違反行為をしないという誓約書を本会に提出する。

2 第5条(2)又は同条(3)の処分を受けた競技者及び関係者等は、前項の書面及び誓約書の提出に先立って、本会が定める倫理教育プログラム、再発防止研修等を修了しなければならない。ただし、それらの受講費用は、受講者が負担するものとする。

3 本条第1項に定める書面の提出後、資格の復活について理事会が決定し、本人ならびに加盟団体に書面にて結果を通告する。

(調査への協力)

第11条 違反行為を行った競技者及び関係者等、並びにその所属する団体、関係者については、本会又は本会の指定する第三者による調査・ヒアリング等に対して積極的に協力をしなければならないものとする。

(改廃)

第12条 本規程の改廃は、理事会の承認を経て実施する。

附則

この規程は、令和7年12月20日から施行する。

| | | | | |
|----|-----|-----|-----|-------|
| 平成 | 24年 | 12月 | 9日 | 制定 |
| 平成 | 25年 | 7月 | 4日 | 改定 |
| 平成 | 25年 | 9月 | 21日 | 改定 |
| 平成 | 27年 | 10月 | 13日 | 改定 |
| 令和 | 2年 | 9月 | 4日 | 改定・施行 |
| 令和 | 3年 | 12月 | 16日 | 改定・施行 |
| 令和 | 7年 | 12月 | 19日 | 改定 |
| 令和 | 7年 | 12月 | 20日 | 施行 |